

宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について
見え消し（抜粋）

平成17年3月31日

告示第104号

令和4年3月14日告示第53号

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）第25条及び第40条の規定に基づき、宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請時期等について定めるものとする。

（競争入札参加者の資格）

2 土木及び建築工事のA、B、C及びDの4等級に、電気工事、管工事及び舗装工事のA、B及びCの3等級に格付された者は、次の表の工事の種類及び金額に応じて競争入札に参加することができる資格を有するものとする。ただし、その他の工事にあつては、工事の種類に応じ、資格の認定を受けた者とする。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事及び管工事	舗装工事
A級	設計金額 3,000万円 以上 →4,000万円以上	設計金額 5,000万円 以上 →7,000万円以上	設計金額 900万円以上 →1,000万円以上	設計金額 300万円以上 →400万円以上
B級	1,500万円以上 →2,000万円以上 3,000万円未満 →4,000万円未満	2,600万円以上 →3,000万円以上 →5,000万円未満 →7,000万円未満	400万円以上 →500万円以上 900万円未満 →1,000万円未満	50万円以上 →100万円以上 300万円未満 →400万円未満
C級	600万円以上 →800万円以上 1,500万円未満 →2,000万円未満	1,000万円以上 2,600万円未満 →3,000万円未満	400万円未満 →500万円未満	50万円未満 →100万円未満
D級	600万円未満 →800万円未満	1,000万円未満		

（競争入札参加者の特例）

第2条 競争入札において特に必要があると認めるときは、当該等級の格付にかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に係る工事の入札に参加させることができる。ただし、土木工事のB級にあつては6,000万円→8,000万円、建築工事のB級にあつては1億円→1億4,000万円、電気工事及び管工事のB級にあつては2,000万円、舗装工事のB級にあつては800万円をそれぞれ超えることができないものとし、電気工事に限り運用上必要と認めた場合には、上限金額にかかわらず入札に参加させることができるものとする。なお、指名競争入札においては、その数は、指名しようとする数の10分の6を超えることができないものとする。

附 則（令和4年3月14日告示第53号）

この告示は、令和5年4月1日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和5年度以後の競争入札参加資格について適用する。